

8月25日(日)は

# 埼玉県知事選挙の投票日です!

任期満了に伴う埼玉県知事選挙の投票が行われます。  
選挙が、明るく正しく行われるよう、有権者の皆様のご協力をお願いします。

**告示日 8月8日(木)**

**投票日 8月25日(日)**

## ■投票できるかた

平成13年8月26日までに生まれ、令和元年5月7日までに皆野町に住民登録し、引き続き選挙当日まで皆野町に居住しているかた。(失権などによる欠格条項に該当しているかたを除きます。)  
※皆野町の選挙人名簿に登録されているかたで県内の他の市区町村へ転出したかたは、投票所において、①投票管理者に対して確認の申請を行う、もしくは②市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を提示してください。ただし、令和元年5月7日までに新住所地へ転入届出をされたかたは、原則として新住所地の選挙人名簿に登録されますので、皆野町での投票はできません。

## ■投票の方法

郵送された入場券をお持ちください。受付の後、投票用紙が交付されます。

候補者氏名(1名)を記載し投票してください。

※入場券をなくした場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

入場券の再交付などは、身分証明書(免許証など)の提示を求める場合があります。

## ■投票所および投票時間

「別表1」のとおりです。

## ■期日前投票

投票日に冠婚葬祭や仕事・旅行などで投票ができないかたは、期日前投票ができます。

**期間** 8月9日(金)～8月24日(土)

**時間** 午前8時30分～午後8時

**場所** 期日前投票所(役場2階会議室)

## ■不在者投票

### 他の市町村での不在者投票

仕事や学業などの都合で町外に滞在のため、皆野町で投票ができないかたは、あらかじめ皆野町選挙管理委員会に手続きを行い、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。

### 入院(所)中の不在者投票

指定施設に入院(所)中のかたは、その施設内で不在者投票をすることができます。

町内の不在者投票指定施設は、「別表2」のとおりです。投票を希望されるかたは施設にお申し出ください。

### 郵便による不在者投票制度

身体に重度の障害があるなど、「別表3」の要件に該当するかたは、郵送で不在者投票をすることができます。ただし、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、希望されるかたは町選挙管理委員会までご連絡ください。

※証明書の交付には日数がかかりますので、お早めにご連絡ください。

## ■代理投票・点字投票

手が不自由で字が書けないなど自分で投票することができないかたには、代理投票の制度があります。また目の不自由なかたは点字で投票することができます。投票所の係員にお申し出ください。

